

○議長 玉城 勇君 これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

開議（午前10時00分）

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長 玉城 勇君 日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって9番 金城好春議員、10番 浦崎みゆき議員を指名します。

○議長 玉城 勇君 これから議案の上程に入りますが、上程の前に本案の説明方法について再度確認をしたいと思っております。まず、副町長から提案理由の説明を受けて、その後、令和2年度南風原町一般会計歳入歳出決算の概要について説明を求めていくこととなります。次に、本日は稲福 清代表監査委員をお呼びしてありますので、代表監査委員より、認定第1号と議案第38号と一緒に添付されている令和2年度南風原町歳入歳出決算審査意見書と、令和2年度南風原町下水道事業会計決算審査意見書について代表監査委員より意見書の説明を求めたいと思っております。その後、代表監査委員に対する質疑に入ることとなります。その際は、4日の全員協議会でも確認しましたとおり、監査委員に対する質疑は、提出された意見書の範囲内で止めていただきますようお願いいたします。次に、詳細説明を、決算調書資料を用いて各部長から行いますので、よろしく申し上げます。

日程第2. 認定第1号 令和2年度南風原町一般会計歳入歳出決算認定について

○議長 玉城 勇君 それでは日程第2. 認定第1号 令和2年度南風原町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。提出者から提案理由の説明及び決算の概要説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 皆さん、おはようございます。それでは認定第1号については、議長のお許しを得ましたので、私のほうから提案をさせていただきますと思っております。

認定第1号 令和2年度南風原町一般会計歳入歳出決算認定について 令和2年度南風原町一般会計歳入歳出決算を地方自治法第233条第3項の規定により別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付します。令和2年度南風原町一般会計歳入歳出決算報告書 地方

自治法第233条第5項の規定により、令和2年度における南風原町一般会計歳入歳出決算の概要と主要施策の成果に関する報告書を次のとおり報告いたします。お配りしてあります資料については、B4サイズの南風原町一般会計・特別会計歳入歳出決算書で、この中に本件認定案件に係る歳入歳出決算書、そして事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書の順でつづつてあります。さらに別冊で、主要施策の成果に関する報告書と監査委員へ提出した決算調書資料もお配りしてありますので、併せてご参照いただきたいと思います。

それでは3ページをお開きください。令和2年度一般会計歳入・歳出決算の概要説明をいたします。本町の令和2年度一般会計の決算規模は、歳入総額195億5,163万6,000円、歳出総額193億4,485万円で、前年度と比較して歳入で40億7,958万2,000円(26.4%)の増、歳出で40億4,413万7,000円(26.4%)の増となっております。また、決算収支を見ますと、形式収支(C)は2億678万6,000円で、これから翌年度へ繰り越すべき財源(D)3,751万円を控除した実質収支(E)は1億6,927万6,000円となっており、この実質収支から前年度の実質収支1億5,144万1,000円を差し引いた単年度収支(F)1,783万5,000円に、財政調整基金積立金(G)5億6,954万8,000円を加え、財政調整基金取崩額(J)1億7,748万6,000円を控除した実質単年度収支計は(K)4億987万9,000円となっております。

次に、歳入の決算概要について説明いたします。主な歳入項目における自主財源・依存財源別の増減率を前年度と比較した場合、自主財源は9億9,996万1,000円(14.7%)の減、依存財源は50億7,954万3,000円(58.5%)の増となっております。まず、自主財源の大部分を占める町税においては7,143万7,000円(1.7%)の増で、税目別では、町民税は個人町民税が納税義務者数の増等により8,855万4,000円の増となる一方で、法人町民税は税率改正等の影響により4,483万3,000円の減となり、合計では4,372万1,000円(2.3%)の増となっております。固定資産税は新築家屋の増等により3,360万1,000円(1.7%)の増、軽自動車税が登録台数の増により948万7,000円(6.8%)の増、町たばこ税は消費本数の減により1,395万5,000円(5.3%)の減となっております。その他の自主財源については、分担金・負担金が保育料無償化により1億1,705万5,000円(38.5%)の減、繰入金が財政調整基金繰入金等の減により3億8,673万5,000円(55.9%)の減、繰越金が前年度純繰越金の減により5億2,640万1,000円(75.4%)の減となっております。依存財源は、国庫

支出金が特別定額給付金事業事業費及び事務費補助金の40億2,076万3,000円、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金4億9,500万円の皆増等により51億3,110万円(182.7%)の増、地方消費税交付金が消費税率の引上げにより1億3,841万2,000円(21.7%)の増となり、地方債が小学校・中学校空調設備設置事業の完了等により3億270万9,000円(35.4%)の減となっております。

続いて歳出の決算概要について説明いたします。歳出の各経費別(性質別)の決算は、義務的経費で、対前年度比9億1,113万1,000円(12.1%)の増となっております。項目別では、人件費において会計年度任用職員制度の移行等により4億288万5,000円(24.1%)の増、扶助費が法人保育園運営費負担金、小規模保育園運営費負担金及び障害児通所給付費等の増により4億4,339万7,000円(9.2%)の増となっております。次に、投資的経費は、普通建設事業において保育所等整備交付金事業、小学校・中学校空調設備設置事業、北丘小学校西側避難通路整備工事業の事業完了等により7億8,266万4,000円(59.4%)の減となっております。また、その他の経費については、物件費が新型コロナウイルス対策に係る経費、小中学校GIGAスクール構想に係る経費等により3億9,209万4,000円(20.7%)の増、補助費等が特別定額給付金40億万380円の皆増や東部消防組合負担金の増等により45億3,149万7,000円(335.6%)の増、積立金が前年度決算余剰金の減による財政調整基金積立金の減等により3億5,004万7,000円(33.9%)の減となっております。また、繰出金の6億4,905万円(30.9%)の減は、国民健康保険特別会計への繰出金が令和元年度で累積赤字を解消したことによる減、下水道事業が公営企業会計に移行したことによる皆減等によるもので、その他の経費全体では39億2,452万6,000円(61.2%)の増となっております。以上が歳入歳出の決算状況です。

また、緊縮財政の中、令和2年度は、本町財政が抱える最も大きな課題である国民健康保険特別会計に、単年度赤字解消のため1億5,777万円を繰出し、さらに、これまで経験したことのない新型コロナウイルス感染症の流行により、財政運営も大きな影響を受けました。今後は、新型コロナウイルス対策費をはじめ、年々増加傾向にある扶助費や小学校・中学校の空調機設置、GIGAスクール構想に伴う財政負担など、新たに増加する財政需要と社会情勢の変化に対応していくため、歳入の変動に注視しつつ歳出の効率化と重点化を図り、将来にわたって持続可能な財政運営に努めていくことを記し、令和2年度の決算概要といたします。

次ページ以降に、別紙で一般会計歳入決算状況、令和2年度町税決算状況、一般会計歳出決算状況(性質別)の表もつけてありますのでお目通しをお願いいたします。決算調書資料については、後ほど総務部、民生部、経済建設部以下、順次、各部ごとに説明をさせたいと思いますので、よろしくご審議のほうをお願いいたします。

○議長 玉城 勇君 ただいま副町長からの説明が終わりました。

続きまして、本日は、代表監査委員が出席されておりますので、代表監査委員より令和2年度南風原町歳入歳出決算審査意見書と、令和2年度南風原町下水道事業会計決算審査意見書についての概要の説明を求めます。代表監査委員。

○代表監査委員 稲福 清君 皆さん、おはようございます。早速、令和2年度南風原町歳入歳出決算審査意見書について述べたいと思います。南風原町一般会計・特別会計決算審査意見書、審査についてであります。

審査の対象は(1)令和2年度南風原町一般会計歳入歳出決算、(2)令和2年度南風原町特別会計歳入歳出決算、国民健康保険・土地区画整理事業・後期高齢者医療。(3)令和2年度南風原町各会計実質収支に関する調書及び財産に関する調書であります。審査の期間は令和3年7月1日から8月17日まで行いました。監査委員は、私と宮城清政議員であります。審査の方法であります。この決算の審査に当たっては、決算書、関係帳票及び証拠書類等に基づき、さらに必要資料の提出を求めるとともに、関係者の説明を聴取し、既の実施した監査等の結果も参考にして、南風原町監査基準に準拠し、次の諸点に主眼を置いて実施いたしました。(1)決算書の計数は正確であるか。(2)収入済額は収入受入書と、支出済額は証憑書類と符合しているか。(3)調定の時期は適正になされているか。(4)予算の流用、予備費の充用は適正になされているか。(5)予算の執行はその目的に沿って適正になされているか。(6)会計年度及び会計間の独立の原則は守られているか。(7)財産管理は適正になされているか。(8)財政運営は健全かつ効率的になされているかであります。

次のページをお願いします。審査の結果であります。

1. 令和2年度一般会計及び特別会計決算、その他関係書類は、審査した限りにおいて法令に適合し、かつ正確であると認められた。2. 各会計の歳入歳出の執行、収入支出の事務処理及び財産の管理については、おおむね適正になされていると認められた。決算の概

要であります。1. 各会計の総括であります。令和2年度の各会計決算の総括は、次表のとおりであります。歳入決算額は247億6,041万5,804円、歳出決算額は244億7,285万7,145円で、歳入歳出差引額2億8,755万8,659円となり、前年度を3,411万8,315円上回る額であります。翌年度に繰り越すべき財源は7,274万6,360円で、実質収支額2億1,481万2,299円の黒字となっております。歳入決算額は、調定額に対し、収入率97.8%で247億6,041万5,804円が収入済額となっております。また歳出決算額は、予算現額に対し、執行率96.2%で244億7,285万7,145円が支出済額であり、翌年度への繰越額は5億5,589万9,560円、不用額は4億1,205万3,155円となっております。

3ページから5ページまで一般会計の内容であります。それから6ページが特別会計で、国民健康保険、7ページが土地区画整理事業であります。省略したいと思っております。8ページの後期高齢者医療についても省略したいと思っております。9ページに財産に関する調書について、これも省略したいと思っております。

10ページの審査意見を述べたいと思っております。令和2年度の一般会計及び特別会計予算に計上された各事務事業は、総じて順調な成果を収めているものと認められた。今後とも次の点に留意し、なお一層適正な事務処理を行い、業務の適正かつ効率的執行に努められるよう望むものであります。

1. 予算の執行について。(1) 調定について。出納整理期間中に一般会計において217件(対前年度19件増)、特別会計において17件(対前年度14件減)の調定行為がなされております。大部分が国・県からの交付金等の確定通知の遅れ及び歳入側からの通知の遅れによるものであるが、依然として一部には調定の遅延、数値の錯誤訂正等によるものが見受けられた。調定は、歳入を徴収しようとする場合において、その内容を調査して収入金額を決定する内部的意思決定行為である。今後とも調定の手続に当たっては規則の定めにととって、時機を失しないよう適切な事務処理に努められたい。(2) 収入未済額についてであります。収入未済額は、一般会計が4億6,889万4,990円で、前年度と比較し2億6,312万8,160円の増、特別会計が7,308万5,899円で、前年度と比較し1,578万2,198円の減となっております。なお、国・県からの交付金等以外の収入未済額は、次表のとおりである。収入未済額が減少傾向にあることは、関係部署で法的措置など、各種の努力がなされているため、高く評価する。一方、収入未済額は、依然として多額である。新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少する方が

増えることも予想され、徴収業務の環境は、厳しい状況にあると思われるが、納税者の負担の公平と財源確保の観点から、収入未済の実態把握に努め、督促や滞納処分等、それぞれに応じた適切な債権管理を行い、引き続き収入未済額の解消と新たな発生防止についても取組を強化されたい。なお、学校給食収入(滞納繰越分)において、収入未済額に長期間動きがないものがあります。これについては適宜対処されたい。(3) 不納欠損額について、(4) 予算の流用、充用について、(5) 不用額について、(6) 繰越明許費については省略します。(7) 税収等の徴収強化について。

(ア) 町税の収納状況の徴収率について、最近5か年を比較してみると、平成28年度98.5%、平成29年度98.9%、平成30年度99.3%と推移しており、令和元年度99.4%と推移しており、令和2年度も99.4%で前年度と同じ徴収率となっております。町税の徴収率は、平成16年度91.2%が、対前年度比で0.4ポイント減少した後、16年続けて減少はない、徴収体制の強化が顕著に表れている。この間の町税の推移を見ると、現年度分の徴収率が、平成24年度以降99%以上の高水準を維持しており、不納欠損処理があるものの、収入未済額が12年続けて減少し続けている。絶え間なく徴収強化に努めている成果である。滞納者に対しては、十分な実態調査を行うとともに、地方税法に定めのある滞納者の財産差押え等を含めて、債権の管理及び滞納処分等、引き続き徴収強化に努められたい。次に、国民健康保険税の収納状況も厳しい状況にあるが、最近5か年の現年度課税分の収納状況を比較してみると、平成28年度97.1%、平成29年度97.9%、平成30年度96.7%、令和元年度95.9%と推移しており、令和2年度は96.8%で、前年度比0.9ポイント増となっております。また滞納繰越分を含めた令和2年度徴収率は、90.5%で、前年度比1.5ポイント増となっている。県内の他市町村もかなり厳しい状況にあるが、なお一層、調査、研究、工夫、関係部署間との連携強化等を実践し、現在の高水準を維持しながら、効率的な徴収事務に努められたい。(イ) 学校給食費現年度分の収納率は、平成20年度以降95%以上を維持しており、令和2年度は、98.2%で、前年度比0.3ポイント減となっている。また給食費の収入済額2億3,178万6,008円に対し、給食賄費は2億5,524万8,481円で、その差額2,346万2,473円は他の一般財源から補填されている。学校給食費と給食賄費は次表のとおりである。学校給食費は、年々増加する児童・生徒数等により、調定額、給食賄費とも増加を続けていたが、前年度は新型コロナウイルス感染拡大防止による臨時休校に伴い減となっていた。令

和2年度も新型コロナウイルス感染拡大防止による臨時休校はあるものの給食費改定があったため増となっている。令和2年度の滞納繰越分は、収入済額が298万8,482円で、対前年度比626万64円の減となっている。今後とも継続して徴収強化に努められたい。一方、学校給食の収入未済額の累計は依然多額（令和2年度6,367万8,854円）であり、学校給食費負担の公平、公正を欠いていると言える。この収入未済額に長期間動きがないものがあるので、滞納処分等関係法令を十分に調査・検討し、適宜対処されたい。また収入未済額の中には、不納欠損に結びつくものが見られる。滞納者個々の実態把握、債権の適切な管理及び処分に努められたい。債権回収について、法的手段を含めた新たな方策等の調査研究を図り、徴収体制の強化に鋭意努力されたい。

2. 財産の管理についてであります。省略したいと思えます。

3. 財政運営について。財政運営について、その概要を例年に倣って財政指数を参考にしながら総合的に捉えてみた。（1）実質収支比率。財政運営の健全性の確保の点からは、実質収支額が黒字であるということが必須の要件となるが、その黒字額は標準財政規模の3%から5%程度であることが望ましいとされている。本年度の実質収支比率は、2.2%で前年度2.3%から、前年度比較0.1ポイントの減となっている。今後も適度な収支額の確保に努めることが望まれる。（2）財政力指数。この指数は、地方交付税交付金の算定に使われる基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3か年の平均値を言い、標準的な行政活動を行うのに必要な財源をどのぐらい自前で調達できるかという財政基盤の強さを表す指標として用いられる。この指数は、「1」に近いほど、財政力が強いと見ることができる。本年度の財政力指数は、0.656で前年度0.651より0.005ポイント高くなっている。今後とも自主財源の確保に一層努められるよう望むものである。（3）経常収支比率。この比率は人件費、扶助費、公債費等の容易に縮減することができない経費に対し、町税、地方交付税、地方譲与税等の一般財源がどの程度充当されているか見ることによって、財政構造の弾力性を判断しようとする指標である。この比率の目安としては、おおむね65%から75%の間に分布することが望ましいとされており、比率が低いほど弾力性があって、一般財源に余力があることになる。本年度は84%で前年度87.9%より3.9ポイント低くなっており、今後とも財政の硬直化防止と弾力性の確保に努めることが求められる。（4）公債費負担比率であります。この

比率は、公債費に係る財政負担の度合いを判断する指標の一つで、一般財源が起債発行経費を含む公債費に充当された割合を示し、税の徴収率の高低等、団体の事情が反映される指標で、15%が警戒ライン、20%が危険ラインとされている。公債費は、一般会計11億1,456万2,893円、土地区画整理事業特別会計1億9,841万593円の公債費合計額で算出される。本年度の公債費負担比率は14.5%となり、前年度13.6%より0.9ポイント高くなっている。このほか特別会計において、国民健康保険16万8,322円の公債費がある。なお、債務負担行為で翌年度以降の支出予定額は3億6,925万8,000円となっております。内容は、次表のとおりである。今後は、特別会計（土地区画整理事業）への繰り出しや負担金等の増加も予想され、町民の多様な行政需要に対応し事務事業を推進するには、必然的に地方債に依存することになるため、公債費の動向には特に留意して、健全財政に努めることが望まれる。以上、基本的要素となる観点から財政運営について検討を試みた。上記実質収支比率にも見られるように、令和2年度の実質収支比率は、2.2%で前年度2.3%と比較して0.1ポイント減となっている。実質収支比率は高いほどよいわけでもないことから、今後とも適度の収支額の確保に努められたい。一般会計性質別経費の状況（別表8）を見ると、義務的経費は増加を続けており、人件費の前年度比24.1%、扶助費の前年度比9.2%の伸び率が主な要因として挙げられる。投資的経費では、普通建設事業が7億8,266万3,941円の減となり、前年度比59.4%の大幅減となった。また地方債現在高の状況は、208億2,885万3,000円であり、そのうち一般会計等繰入見込額が153億4,003万円で、基金残18億2,701万円を差し引いた残高は、135億1,302万円を超える状況となっている。今後とも経常収支比率、公債費負担比率等に留意し健全財政の保持に努められるよう望むものである。地方債は、次表のとおりであります。厳しい財政事情の中で、積極的に行政需要に対処して財政運営がなされたことは評価されることである。本町の財政が極めて厳しい状況下にあることを踏まえて、人件費、扶助費及び公債費等の義務的経費の動向を特に注視し、財政基盤の強化に努めること。また事務事業の執行の際には、「選択と集中」や「スクラップ&ビルド」等を図り、特に公債費の増の要因となる普通建設事業の実施に当たっては十分検討をし、また財源の確保に一層努め、健全な財政運営を推進し今後とも、最小の経費で最大の効果を上げるという行財政運営の基本原則にのっとり、様々な取組を通して、より一層確かな事業管理及び適切な事務処理に努められたい。なお、次

のことに適切な措置を取られるよう要望する。(1) 事務処理等について、(2) 沖縄振興特別推進交付金事業(一括交付金)について、(3) 保険給付費の抑制について、省略したいと思います。

むすびであります。財政は、総じて健全に運営されていた。一般会計及び特別会計を総括した実質収支額が、2億1,481万2,299円(前年度は2億1,838万988円で356万8,689円の減)の黒字決算をもって翌年度に引き継いだ。ただし、国民健康保険特別会計においては収支の均衡が得られず、令和元年度までの累積赤字は解消されたものの、単年度赤字の発生が予想される。社会の高齢化が進む中で本町の国民健康保険加入者の1人当たりの医療費は年額36万3,217円(前年度35万3,496円)となっており、依然として高い状況にある。この10年間の推移を見ると、平成23年度は年額27万9,441円であり、10年間で8万3,776円増加している。この医療費に対する抑制策は、喫緊の課題であり、抜本的解決が急がれるが、保健福祉課及び国保年金課が連携し、国保データベースを活用した南風原町保健事業実施計画(データヘルス計画)等の取組がある。同事業を含む町民への健康づくりに関する諸施策を実践していくことで、中・長期的に町民の医療費が削減されるよう今後とも取り組まれない。さて、令和2年度は、ハード面においては、津嘉山北土地地区画整理事業、津嘉山中央線街路事業、黄金森公園整備事業、津嘉山公園整備事業があり、ソフト面においては、保育所運営事業、こども医療費助成事業、学童保育事業、ふるさと納税推進事業等がある。教育面では、北丘小学校体育館等整備事業、学校ICT環境整備事業及び図書館パワーアップ事業など町民生活に密着した幾多の施策が推進されて、成果を収めたことは評価されることである。また平成24年に創設され9年目を迎えた沖縄振興特別推進交付金事業(一括交付金)を利用した主な事業を記してみると、学校ICT推進事業、南風原町観光景観美化整備事業等が行われた。

令和2年度一般会計決算において、自主財源では、基幹である町税が対前年度比7,143万6,567円増(伸び率1.7%)となっているが、寄附金が対前年度比1,261万円減(伸び率マイナス5.9%)、繰入金が対前年度比3億8,673万5,892円減(伸び率マイナス55.9%)、繰越金が対前年度比5億2,640万705円減(伸び率マイナス75.4%)となり、自主財源は対前年度比9億9,996万1,171円の減(伸び率マイナス14.7%)、自主財源比率が対前年度比14.3ポイント減となっている。次に、依存財源は、町債が対前年度比3億270万9,000円減(伸び率マイナス35.4%)となっているが、国庫支出金が

対前年度比51億3,110万406円増(伸び率182.7%)、県支出金も対前年度比5,244万7,537円増(伸び率2.6%)となり、依存財源は対前年度比50億7,954万2,493円増(伸び率58.5%)、依存財源比率は対前年度比14.3ポイント増となっている。南風原町は「福祉のまち」「子育てしやすいまち」として認知されている。一方、現実には非常に厳しい財政運営となっていることから、第三次財政健全化計画を着実に実行しつつ、町民への福祉サービスの向上を図るよう取り組まれない。以上のように、厳しい財政状況が続く中、「南風原町まちづくり基本条例」の基本理念及び基本原則を意識したまちづくりと「南風原町第五次総合計画」の長期展望のまちづくり、平成30年度を初年度とした「第四次南風原町行政改革大綱」に基づく計画のもと、行政改革の進捗と主要施策の成果等に鑑み、安定した財源の確保及び新たな財源の創出に努め、限られた財源の中で、引き続き、歳出の効率化・重点化を図り、健全な財政運営と行政改革を認識し、町政のさらなる進展と町民福祉の向上増進に寄与されるよう一層のご尽力を望むものであります。

次に、南風原町下水道事業会計決算審査意見書であります。1. 準拠基準が南風原町の監査基準であります。2. 審査の種類が地方公営企業法第30条第2項の規定による決算審査であります。3. 審査の対象は令和2年度南風原町下水道事業会計決算であります。4. 審査の着眼点。審査の着眼点は、全国町村監査委員協議会が定めた第三版監査必携、標準町村監査基準準則第22条別項第8決算審査の着眼点2公営企業会計等に準じた。5. 審査の実施内容であります。審査は、決算及び決算附属書類が、地方公営企業法その他の関係法令等に基づいて作成されているか、これらの書類が当年度下水道事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているか、計数は正確であるかについて、会計諸帳簿及び証拠書類との照合を行い、関係職員から説明を徴取するなどの方法により実施した。併せて、事業の経営内容を把握するため計数の分析を行い、経済性の発揮及び公共性の確保の観点からも審査を実施した。6. 審査の実施期間は令和3年6月22日から令和3年7月29日までであります。7. 審査の結果であります。決算の概要及び意見は、次のとおりであります。①業務の概要以降、省略したいと思います。皆さん、お目通しをお願いしたいと思います。以上で報告を終わりたいと思います。

○議長 玉城 勇君 ただいま代表監査委員より、令和2年度南風原町歳入歳出決算審査意見書と、令和2年度南風原町下水道事業会計決算審査意見書について

の説明が終わりましたので、代表監査委員に対する質疑に入ります。なお、代表監査委員に対する質疑は監査委員から提出された意見書内にとどめてください。

これから質疑に入ります。質疑はありませんか。8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 それでは質疑をさせていただきたいと思います。

まずは、質疑に移るに当たって、様々な数値ですとか、様々な状況も踏まえて、代表監査委員はじめ、監査委員、議選もおりますけれども、監査に当たって、南風原町の財政状況を細かく指摘していただいて、非常にありがたいと思っています。この9月議会は決算議会ですので、このご指摘を、執行部だけではなくて私たち議員もしっかりと受け止めながら、今後も議案審議に臨んでいきたいという視点で質疑をさせていただきたいと思います。

18ページをお願いします。18ページの(3)と19ページの前段のほうに、国民健康保険をはじめ保険給付費抑制について触れていただいております。これについては、今、国保でいくと、長年の懸念だった大幅な赤字解消のために保険料が引き上げられたわけです。でも、ここでは監査委員からのありがたい指摘というか、そういったところではさらなる値上げではなくて、保険給付費の抑制について触れられております。これについては、私はやはり値上げをする以前に、抑制に努めるべきだと受け取るわけでもありまして、これ当然のことではあるのですが、現状としては19ページで触れてあるとおり、給付費というのはどんどん上がっているわけです。私たちもどこかで社会情勢のせいにしてたり、高齢化社会のせいにしてたりという思いがあるわけですが、ここでは給付費の抑制の施策についても少し踏み込んでできるのではないかとという視点が示されています。非常に大事なことですので、やはりここは私も改めて、もっと注力をして、まず町民が健康になる。そういうことを求めておられるのだらうと思いますが、少し、その辺りの見解を教えてくださいたいと思います。

もう1点目は、19ページの後段になりますけれども、財政の問題であります。冒頭に財政について、運営については健全であると。しかしながら財政状況は厳しいというのが後段の指摘だと思います。これは、今回決算議会ということもありますし、今、第三次財政健全化計画が進められている中で、多くの町民サービスが少し停滞というか、我慢をいただいている。そういった中で、町民の皆さんからは、いつの間にこんなに財政が悪くなったんだとご指摘を受けます。ですので、

改めてこの決算で令和2年度の財政運営を総括して、運営は健全だけれども、財政状況はまだ厳しいというメッセージを町民に発信しないといけないと私は考えるところです。この第三次財政健全化計画に、職員皆さんは非常に頑張っておられますが、しかしながらこのコロナウイルスの影響等を考えると、これも試算通りに行く状況にはないと思います。今後の財政運営について、やはり町民の皆さんに運営は健全だけれども、財政状況は決して好転しているわけではないと。まだまだ厳しい状況にあるから努力が必要だ。そういったメッセージを発信すべきだと私は思いますが、その点について見解を教えてくださいたい。この2点をお願いいたします。

○議長 玉城 勇君 代表監査委員。

○代表監査委員 稲福 清君 今の照屋議員の質疑についてお答えします。

財政運営は、議員の皆さんと執行部で、予算とかで全部決めております。南風原町の財政の内容というのを予算で決められていると思います。その予算の執行については健全になされていたということでもあります。そういう意味で、運営は健全ですと述べております。ただ、今、後段、お話がありましたように、国保の問題とか町民の健康を維持するためには、おっしゃるように町民の命と暮らしを守るというのが、南風原町の執行部の方々、それから議員の方皆さんの務めだと思っております。それについてはいろいろな考え方があるのだと思いますけれども、それは私の立場では控えたいと思います。個人的な意見はもちろんありますけれども、監査委員としての意見を外れると思いますので、これは控えたいと思います。以上です。

○議長 玉城 勇君 ほかに質疑はありませんか。13番 大城 毅議員。

○13番 大城 毅君 長い期間にわたる監査、お疲れさまでございました。ありがとうございました。

具体的になるのですが、昨日の補正予算の提案の中ででしたか、国保の関係……、国保会計だったのか、ちょっとごめんなさい、失礼しました、あれですけれども、前年度に支払うべきものが支払われていなかったことが後に分かって、補正予算で今回計上されたという趣旨だったと思います。こういった具体的なことは、このような監査の実務の中では判明しないことなのでしょう。逆に言うと、どういう状況でこういったものは発見されるものなのかということになるのですが、監査委員側からのご答弁がありましたらお願いしたいと思います。

○議長 玉城 勇君 代表監査委員。

○代表監査委員 稲福 清君 大城議員のただいまの質疑についてお答えします。

その件については、監査委員も把握しております。担当課のほうから報告がありまして、きちんと把握はしております。それで、その件に関して、18ページの(1)の事務処理等について、その中で具体的な数字とかそういうことは書いていないわけですが、事務処理のほうを注意していただきたいということで(1)で一応述べているつもりであります。把握はしております。数字とか、どういういきさつでこうなったかというのは把握しております。以上であります。

○議長 玉城 勇君 13番 大城 毅議員。

○13番 大城 毅君 休憩願います。

○議長 玉城 勇君 休憩します。
休憩 (午前10時51分)
再開 (午前10時52分)

○議長 玉城 勇君 再開します。

ほかに質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 玉城 勇君 質疑なしと認め、これをもって代表監査委員に対する質疑を終わります。稲福 清代表監査委員、本日はありがとうございました。

休憩します。

休憩 (午前10時53分)

再開 (午前11時07分)

○議長 玉城 勇君 再開します。

先ほど、令和2年度南風原町一般会計歳入歳出決算の概要説明の中で、訂正がございますので、副町長から訂正がございますので、それを許します。副町長。

○副町長 国吉真章君 概要の3ページをお開きください。表がある上の行に「実質単年度収支(K)は4億987万9,000円」と書いていますが、正しくは「4億989万7,000円」。「879」と書いているのを「897」に訂正をお願いします。これは、この表の2段目といいですか、令和2年度の実質単年度収支(K)というのが「4億989万7,000円」の数字が間違っていて、数字が逆に入れ替わっていますので、訂正方をお願いします。

もう1か所が、区分の単年度収支という網のかかった部分、令和元年「(E)－H30」とあるのを、この「R1」というのは間違いで、ここは「R2」です。令和2年。「－H30」とあるのは「R1」令和元年に訂正方をお願いいたします。以上です。

○議長 玉城 勇君 よろしいですね。続けます。

これから各部長の詳細の説明方法について申し述べます。まずこれまでの説明方法は、昨年と同様、決算調書資料を用いて説明をし、歳入については、節ごと

に予算現額と調定額が100万円以上の増減の差額がある節の差額理由、不納欠損額の主な処分理由、また収入未済額の原因となった主な理由についてであります。歳出については、節において不用額100万円以上、100万円未満でも執行率が低い、あるいは未執行などを生じた主な理由を決算調書資料で説明します。決算調書資料で説明が不十分な箇所があれば、決算書を用いて説明し、決算書の朗読説明は省略させていただきます。それでは各部長より所管に関わる説明を求めます。総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 それでは総務部各課に係る令和2年度南風原町一般会計歳入歳出決算状況について決算書及び決算調書により説明します。

総務課の決算状況から説明します。決算調書、総務課、28ページから29ページをお願いいたします。歳入の予算現額と調定額に100万円以上の差額と歳出の100万円以上の不用額があるものについて説明します。歳入、13款1項1目1節、総務使用料109万5,520円は、会計年度任用職員の確保のため、駐車台数を増やしたことによるものです。歳出、2款1項1目4節、共済費101万8,724円及び10款4項1目3節、職員手当等101万4,831円は実績によるものです。決算書56ページをお願いいたします。9款1項2目1節、報酬及び8節、旅費の未執行予算については繰越事業によるものです。

続きまして企画財政課の決算状況について説明します。決算調書、企画財政課、12ページから13ページをお願いいたします。歳入の予算現額と調定額に100万円以上の差額と歳出の100万円以上の不用額があるものについて説明します。2款2項1目1節、自動車重量譲与税及び10款1項1目1節、地方交付税は交付決定が3月のため、10款2項1目11節、沖縄振興特別推進交付金は、年度末まで事業が行われたことで、最終補正予算での対応ができなかったことによるものです。17款1項12目1節、ふるさと寄附金実績によるものです。また、21款、町債は実績及び繰越事業によるものです。歳出の2款1項6目24節、積立金708万5,918円及び8目13節、委託料185万2,483円は、ふるさと寄附金実績によるものです。なお、未執行予算についてはありません。

次に、住民環境課の決算状況について説明します。決算調書、住民環境課、10ページから11ページをお願いいたします。歳入の予算現額と調定額に100万円以上の差額と歳出の100万円以上の不用額があるものについて説明します。歳入の14款2項6目13節、社会保障・税番号制度導入補助金631万7,000円は、個人番号カードの発行に係る経費に対する補助金で、マイナポイン

ト事業により、マイナンバーカードの申請が増えたことにより、3月末実績見込みができないため、最終補正予算での対応ができなかったことによるものです。また、歳出の2款3項1目18節. 負担金・補助及び交付金627万6,337円も、社会保障・税番号制度導入補助金を地方公共団体情報システム機構に納めるもので、歳入で説明したことによるものです。未執行予算については、決算書45ページをお願いいたします。4款1項4目. 環境衛生費、1節. 報酬及び8節. 旅費は、公害対策審議会委員会への諮問がなく、会議を招集する必要がなかったことによるものです。決算書46ページをお願いいたします。4目. 環境衛生費、11節. 役務費は、コロナ禍の中、狂犬病集団予防注射の実施に向けて、年度末まで県獣医師会と調整を行ってききましたが、実施できなかったことによるものです。19節. 扶助費は、費目存置の計上で実績がなかったことによるものです。決算書47ページをお願いいたします。4款2項1目. 塵芥し尿処理費、1節. 報酬及び8節. 旅費は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、廃棄物減量等推進審議会を中止したことによるものです。

次に、税務課の決算状況について説明します。決算調書、税務課、1ページをお願いいたします。前回監査の指摘事項に対する処理状況は、固定資産税、土地の住宅用地特例の適用に関する誤りについてですが、平成30年度から行った宅地の全筆調査は1万1,130筆中、1万1,083筆の調査を終えており、還付総額は5,568万3,196円になります。令和3年度も引き続き調査を行っております。住宅用地特例の適用誤りの防止のため、令和3年度から土地台帳と家屋台帳の整備を5年かけて行い、基幹システムで住宅用地特例の適用状況が把握しやすくし、住宅用地特例の適用状況に誤りがある場合、エラーリストを作成しチェックできるようにシステム改修を行います。今後、住宅用地特例の適用誤りがあつたとしても、早期に発見できるように、令和3年度から5年周期で町内の全宅地の点検を行っていきます。次に、2ページをお願いいたします。収入未済額調について説明します。調定額合計43億6,660万3,012円、収入済額合計43億3,989万493円、現年度分徴収率99.7%、滞納繰越分54.7%、町税全体の徴収率は99.4%で、前年度と同率となります。なお、令和2年度の市町村徴収実績は、5月末速報値で、県内市町村で徴収率1位となりました。町税における収入未済額合計は565件、2,545万1,524円で、対前年度比、件数で148件、68万5,482円、2.6%の減となります。決算調書3ページをお願いします。不納欠損処分調の不納欠損額は、不納欠損額の合計は、件数93件で、207万7,653

円となります。前年度と比較して件数が34件増、金額96万5,105円、31%の減となります。決算調書の11ページから12ページをお願いいたします。歳入の予算現額と調定額に100万円以上の差額と歳出の100万円以上の不用額があるものについて説明します。町税の1款1項. 町民税から2項. 固定資産税の予算額の算定は、調定見込額に徴収見込率を乗じており、実際の調定額と差が生じたことによるものです。4項. たばこ税は、たばこ消費本数が見込めなかったことによるものです。20款1項. 延滞金加算金及び過料は、年度末まで見込みができなかったため、最終補正予算での対応ができなかったことによるものです。歳出の2款2項1目1節. 報酬175万9,677円は、申告受付事務の会計年度任用職員が募集人員に達しなかったことなどによるものです。11節. 役務費142万7,550円は、新型コロナウイルス感染防止事業の一環として、郵送での申告を奨励し、申告書類送付分の予算を計上しておりましたが、郵送の実績件数が少なかったことによるものです。未執行予算についてはありません。以上が総務部に係る令和2年度一般会計決算の概要です。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長 玉城 勇君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 それでは民生部各課に係る令和2年度一般会計歳入歳出決算状況について決算調書と決算書でご説明いたします。

まず、こども課に係る決算状況についてご説明いたします。決算調書、こども課、1ページをお願いします。収入未済額についてでございます。まず12款の保育料及び主食費、副食費は29件、202万6,430円で、徴収率は98.82%、対前年度比で0.19ポイントの減となっています。13款. 幼稚園保育料につきましては、現年度分は幼児教育・保育の無償化によってございません。滞納繰越分のみで5件、11万9,750円、徴収率は68.17%、対前年度比で29.8ポイントの増となっています。預かり保育料については8件、27万1,200円、徴収率は84.74%で、対前年度比10.19ポイントの減となっています。滞納の理由としましては、経済的理由が主であります。20款. こども医療費助成金過払い返還金で2件、1,802円の未収金がございます。引き続き収納対策を強化し、収入未済額の縮減に努めてまいります。次のページをお願いします。保育料及び主食費について生活困窮により2件、19万7,000円の不納欠損処分を行いました。次に、歳入歳出決算における歳入の予算現額と調定額の差額と歳出の不用額調についてでございます。まず歳入については89ページをお願いします。2段目の2節. 保育料及び主食費滞納繰越金の差額136

万5,480円は、当初見込んだ以上に未収納金が出たことによるものです。その下の段、14節. 児童手当国庫負担金から、91ページまでについては、それぞれ交付決定や実績報告が3月中旬から4月のため、最終補正に間に合わないこと等によるものであります。次に、歳出の各目ごとの節において100万円以上の不用額について92ページをご覧ください。1件目の3款1項1目18節. 負担金、補助及び交付金185万5,271円の不用額は、社会福祉協議会補助金と、民生委員児童委員協議会補助金で、実績報告が4月のため、最終補正に間に合わず、実績による差額が主な要因です。2件目の3款2項1目12節. 委託料の不用額は、ファミリーサポートセンター事業委託料54万6,702円と、子どもの貧困緊急対策事業補助金67万3,220円が主な要因で、実績報告が4月のため、補正減できなかったことによるものです。次の93ページと94ページまでの1件目は、実績報告が4月のためや、実績が見込みを下回ったこと等によるものであります。12節. 委託料432万5,000円については、子ども・子育て支援システム改修委託料の432万4,000円について、こちらにつきましては、最終補正で減額補正すべきでありましたが、その減額補正を失念したことにより生じた不用額でありました。申し訳ございませんでした。未執行予算については1件ありました。決算書の42ページをお願いします。3款2項2目26節. 公課費3万8,000円については、宮平保育所公用車の車両重量税で計上しておりましたが、その車両の経年劣化により廃車となったため、不用額となりました。

次に、国保年金課に係る決算状況についてご説明いたします。決算調書1ページをお願いします。前回監査の指摘事項に対する処理状況についてでございます。1点目の日本脳炎予防接種の未通知と乳がん検診無料クーポン券有効期限記載誤りの事案について報告、連絡、相談及び業務進捗管理を徹底し、再発防止に努めてまいります。2点目の保険給付費の抑制につきましては、引き続き生活習慣予防を意識した健康づくりの取組の充実を図っていくことで、給付費の抑制につなげていきたいと思っております。予算現額と調定額の差額で100万円以上のもの、歳出の100万円以上の不用額についてはございませんでした。次に、未執行予算については5件ございます。決算書45ページをお願いします。4款1項2目4節. 共済費63万8,000円、8節. 旅費6万5,000円は、会計年度任用職員が採用できなかったこと、予防接種健康被害調査委員会の開催の必要がなかったことによるものであります。46ページ、4款1項5目. 成人保健対策費、1節. 報酬21万9,000円、8節. 2,000円は、保健師の会計年度任用職員の採用ができ

なかったこと、6目. 保健対策推進費、7節. 報償費2万5,000円は、新型コロナウイルス感染症の影響で、健康づくり推進協議会の開催を見合わせたことによるものです。

次に、保健福祉課に係る決算状況についてご説明いたします。決算調書の1ページをお願いします。収入未済額調についてでございます。20款5項2目1節. 過年度収入で1件、7万9,400円は食の自立支援サービス事業利用分、次の7目1節. 雑入で71件、8,520円は軽度生活支援利用分の、それぞれ個人負担分となります。滞納の理由としましては、生活困窮でありまして、引き続き納付誓約の遵守等で滞納額の縮減に努めてまいります。3件目の介護予防ケアマネジメント費については、3月利用分の入金が入金6月になるため1件、4,310円となっています。16ページをお願いします。歳入の予算額と調定額の差額についてでございます。14款1項1目8節. 心身障害者福祉費国庫負担金321万8,430円、次の15款1項1目7節. 心身障害者福祉費県負担金134万4,136円の差額につきましては、負担金交付決定額の年度内での変更申請ができないため、最終補正に間に合わないことによるものです。3件目の2節. 老人福祉費県委託金279万647円と、次の20款5項7目1節. 保健福祉課分で包括的支援事業受託金212万4,029円、介護予防受託金593万4,597円の差額につきましては、事業の実績報告が4月のため、最終補正に間に合わないことによるものです。次のページをお願いします。歳出の100万円以上の不用額では、3款1項2目1節. 報酬135万7,888円は、会計年度任用職員の採用ができない期間があったためであります。次の7節. 報償費111万8,280円は、新型コロナウイルス感染症の影響で、実施できない期間があった各事業の合計で100万円を超えたことになっています。次の3款1項2目12節. 委託料933万8,519円も、感染症の影響で実施できない期間の発生や、事業の実績がなかったことによるもので、3月末までの実績に伴い支出があるため、補正を控えたことによるものであります。次の19節. 扶助費1,975万4,963円につきましても、3月末までの実績に伴い支出があるため、補正を控えたことによるものです。次に、未執行予算について1件で、決算書の37ページをお願いします。3款1項1目7節. 報償費の1万円は、成年後見人制度事業の講演会を予定しておりましたが、その講演会講師謝礼金として計上しておりましたが、しかしながら、こちらも新型コロナウイルス感染症の影響によりまして開催ができなかったことによって、未執行となっております。以上で民生部に係る令和2年度決算の概要説明といたします。ご審議

のほどよろしくお願ひいたします。

○議長 玉城 勇君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城克彦君 それでは経済建設部各課に係る令和2年度一般会計歳入歳出決算状況について決算書と決算調書により説明いたします。

まちづくり振興課の決算状況から説明します。歳入で収入未済額、予算額と調定額の増減額100万円以上の差はございません。歳出で100万円以上の不用額もなく、未執行予算についてもありません。

次に、都市整備課の決算状況について説明いたします。歳入の収入未済額については、繰越明許以外はなく、予算額と調定額の増減額の100万円以上の差もございません。歳出で100万円以上の不用額もなく、未執行予算についてもありません。

次に、産業振興課の決算状況について説明いたします。歳入で収入未済額はございません。予算現額と調定額の増減額100万円以上の差について説明いたします。決算書25ページ、決算調書、産業振興課14ページをお開きください。20款5項7目1節、195万4,337円の主な理由は、プレミアム付商品券事業等の実績が3月にあり、最終補正に間に合わなかったことによるものです。歳出の100万円以上の不用額については、決算書51ページ、決算調書、産業振興課15ページをお開きください。商工費、7款1項1目18節、負担金、補助及び交付金425万8,734円は、コロナ関連3事業の事業実施及び実績報告が3月までであり、最終補正に間に合わなかったことによるものです。続きまして7款1項2目12節、委託料369万4,120円についても、年度末に実績報告があり、最終補正に間に合わなかったことによるものです。なお、未執行予算はございません。以上が経済建設部に係る令和2年度一般会計決算の概要説明です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長 玉城 勇君 教育部長。

○教育部長 金城郡浩君 それでは教育部各課に係る令和2年度南風原町一般会計歳入歳出決算について説明します。

まず教育総務課の決算状況から説明します。決算調書2ページをお開きください。決算書は25ページになります。収入未済についてですが、20款5項3目、学校給食収入、1節、現年度分167件、436万7,988円の収入未済です。また2節、滞納繰越分1,439件、5,931万866円の収入未済となっております。コロナ禍で、現年度分の還付未済がございます。還付未済については593件で、273万8,613円が還付未済となっております。これは、還付の際に口座の調査や振込の了承を得るために、時間を要したことにより還付未済となりました。また、

前ページで監査委員から指摘事項がありました。徴収強化と債権回収に向けて法的手段を含めた方策等の研究、体制強化についてご指摘がありました。令和2年度については、その部分について実施しておりますが、徴収強化に取り組んだところ、現在のコロナ感染症の緊急事態宣言等に伴う休業、それから夏休みの短縮などで、3月末まで給食や還付の調整等に多くの時間を費やしたため、前年度を上回るような徴収をすることができませんでした。今後とも、滞納処分等関係法令等を十分に調査検討し、実態把握による処分を含め徴収強化と債権回収に向けて取り組んでまいります。教育総務課、決算調書18ページをお願いします。歳入歳出決算における予算現額と調定額の差額調について説明します。歳入の節において、予算現額と調定額の100万円以上の差額についてですが、歳入、20款5項3目、学校給食収入、1節、現年度分で505万4円の差額は、コロナ感染症の緊急事態宣言等により、臨時休業や登校、登園の自粛などを余儀なくされた園児、児童生徒の給食費を減免したことによるものです。2節、滞納繰越分マイナス5,360万5,348円の差額は、予算計上において、収納率から令和元年度分を60%、平成30年度以前の滞納繰越分に対して10%の予算を見込んで計上したことによるものです。19ページをお願いします。歳出の不用額調について説明を申し上げます。歳出各目の節において、100万円以上の不用については、10款6項2目1節、報酬169万6,672円の不用は、会計年度任用職員が年度途中で辞めた後、年度末まで募集を行いました。採用できなかったことによる実績です。未執行について説明します。決算書57ページをお願いします。10款1項1目、教育委員会費、9節、公債費3万6,000円の不用は、教育委員会の事業として予定していた沖縄県の総会や研修が、コロナウイルス感染症の緊急事態宣言等により、オンライン開催や書面決議等により変更になったことによる不用です。

次に、学校教育課について説明申し上げます。学校教育課の決算調書1ページをお願いします。決算書は15ページになります。収入未済について、14款2項4目1節、小学校補助金452万円の収入未済は、事業を繰り越したことによる実績です。内容としましては、公立学校情報機器整備補助金で132万円、学校保健特別対策費補助金で320万円です。同じく中学校で14款2項4目2節、中学校補助金226万円の収入未済は、同じく公立学校情報機器整備補助金で66万円、学校保健特別対策費補助金で160万円の未済となっております。これは、小中学校のGIGAスクールネットワークに伴うGIGAサポーターの配置事業と、コロナウイルス感染症

対策事業としての事業を、令和3年度へ明繰したことによるもので、各58ページ、59ページのほうで明繰の事業が記載されております。学校教育課の決算調書20ページをお願いします。予算現額と調定額の差額調について、歳入の節において予算現額と調定額の100万円以上の差額があったものについては、15款2項6目1節。小学校補助金124万8,000円の差額は、各小学校へ配置する学習支援員を年度末まで募集を行ったが、採用ができなかったことによるものです。決算調書21ページについて、歳出の不用額調については、10款2項1目1節。報酬の227万3,263円は、特別支援教育支援員1名と、学習支援員2名を年度末まで募集しましたが、採用できなかったことによる報酬111万円と、残り24名の特別支援員について、3月の修了式以降に勤務がなかったことによる報酬の残の合計108万円の合計であります。決算書59ページをお願いします。10款2項1目12節。委託料109万4,723円は、健康診断委託料、施設管理委託料等の執行残で、各小中学校の残、100万円以下の合計になります。南風原小学校が22万4,577円、津嘉山小学校が40万9,098円、北丘小学校が25万8,264円、翔南小学校で20万1,606円と、その他1,178円の合計です。60ページをお願いします。10款2項3目12節。委託料の219万5,200円は、令和元年度から事業を繰り越した情報通信ネットワーク環境整備委託料の執行残であります。10款3項1目1節。報酬100万5,533円の内訳は、特別支援員1名と特別支援教育支援員1名と学習支援員1名に途中退職があり、年度末まで募集しましたが、採用できなかったことによる55万円と、残り5名の特別支援員において、3月の修了式終了後に勤務がなかったことによる報酬の残の合計です。10款3項1目10節。需用費114万1,301円は、各中学校の消耗品、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕費、医薬材料費等の執行残で、各中学校で100万円を超えるものはありませんでした。決算調書の22ページをお願いします。10款3項2目。教育振興費の19節。扶助費273万8,670円の内容は、要保護・準要保護支援費の要保護・準要保護児童生徒援助費の入学準備金の前倒し支給において、見込みより支出が少なかったことや新型コロナウイルスの影響により、校外活動費の実績が見込みより少なかったものによるもので、これらは年度末までの申請、それから精算があるために、最終補正に間に合わなかったものです。10款3項3目の12節。委託料159万3,900円は、令和元年度からの繰越事業、情報通信ネットワーク環境施設整備委託料の中学分の執行残です。62ページをお願いします。10款4項1目10節。需用費101万9,765円は、4幼稚園

の消耗品、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕費、医薬材料費などの執行残の合計で、各園での100万円以上の残はございませんでした。

次に、生涯学習文化課について説明を申し上げます。生涯学習文化課においては、収入未済、それから歳入歳出決算における予算現額と調定の100万円以上の差額、歳出の不用額、それから未執行予算等はございませんでした。以上が教育部各課における決算の状況となっています。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○議長 玉城 勇君 議会事務局長。

○議会事務局長 比嘉勝治君 それでは議会事務局及び監査委員事務局の決算について御説明申し上げます。

決算書は歳出の事項別明細書27ページ、議会費、決算書の27ページは議会費、決算書36ページから37ページが監査委員費になっております。なお、今年度の議会費の執行率は98.1%、監査委員費の執行率は96.3%になります。決算調書については、1ページから5ページまでありますが、令和2年度の議会事務局及び監査委員事務局の歳入の節における予算現額と調定額の差額が100万円以上、歳出における100万円以上の不用額は、いずれも該当する項目がありませんでした。次に、未執行の事業についてもありません。以上が議会事務局、監査委員事務局決算の概要でございます。よろしくをお願いします。

○議長 玉城 勇君 ただいま各部長から所管に係る説明が終わりました。これで認定第1号の説明を終わります。

休憩します。

休憩（午前11時51分）

再開（午後0時04分）

○議長 玉城 勇君 再開します。

日程第3. 認定第2号 令和2年度南風原町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

○議長 玉城 勇君 日程第3. 認定第2号 令和2年度南風原町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 認定第2号 令和2年度南風原町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について令和2年度南風原町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を地方自治法第233条第3項の規定により別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付します。

令和2年度南風原町国民健康保険特別会計歳入歳出

決算報告書 地方自治法第233条第5項の規定により、令和2年度における南風原町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の概要と主要施策の成果に関する報告書を次のとおり報告いたします。次ページ以降の歳入歳出決算の概要、そして決算調書等の資料説明については、担当のほうからさせていただきます。

○議長 玉城 勇君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 それでは認定第2号 令和2年度南風原町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について概要をご説明いたします。

認定第2号の3ページをお願いします。国民健康保険の加入状況は、世帯数が5,074世帯で、前年度比55世帯(1.1%)の増、被保険者数は8,981人で、前年度比97人(2.2%)の減で、本町の人口等に占める加入割合は、世帯数で31.7%、被保険者数は22.3%となっております。令和2年度の国民健康保険特別会計の歳入歳出決算については、国保特別会計の累積赤字を解消するため、一般会計から1億5,777万円を繰り入れたこと等により歳入総額が43億232万3,000円で、前年度比3億6,422万4,000円(7.8%)の減、歳出総額が42億6,127万2,000円で、前年度比3億6,201万8,000円(7.8%)の減、歳入歳出差引額4,105万1,000円の剰余金が生じ、令和3年度予算へ繰り越ししました。

歳入の主な内容は、国民健康保険税が7億2,157万5,000円で、前年度比1,662万3,000円(2.4%)の増、国庫支出金が748万3,000円で、前年度比523万1,000円(232.3%)の増、県支出金が29億9,897万1,000円で、前年度比6,095万4,000円(2.1%)の増、繰入金金が5億949万6,000円で、前年度比5億10万4,000円(49.5%)の減、諸収入が2,091万3,000円で、前年度比992万1,000円(90.3%)の増となっております。

歳出の主な内容は、保険給付費が28億3,125万2,000円で、前年度比9,114万3,000円(3.3%)の増、事業費納付金が12億4,017万2,000円で、前年度比2,360万3,000円(1.9%)の増、保健事業費が3,289万4,000円で、前年度比258万1,000円(7.3%)の減、諸支出金が1,615万円で、前年度比2,239万6,000円(58.1%)の減、前年度繰上充用金については、前年度比4億9,411万8,000円の皆減となっております。以上が令和2年度南風原町国民健康保険特別会計の決算の概要となっております。

次の4ページにつきましては、令和2年度と令和元年度の決算状況と前年度対比でございます。5ページは、年度ごとの保険税収納状況、収入未済額の状況等があります。6ページから8ページにつきましては、一般分・退職分、合計のそれぞれ年度ごとの医療費の

状況となっております。

続けて決算調書等の説明を行います。まず、国保特別会計の調書、1ページをお願いいたします。前回監査の指摘事項に対する処理状況で、保険給付費の抑制について。保険給付費の抑制につきましては、健康づくり班の保健師等を中心に特定健診、住民健診、がん検診等の受診率向上に努め、生活習慣病の早期発見・重症化予防を図り、町民の健康増進対策に努めてまいります。2点目の指摘事項に関しましては、前期高齢者財政調整制度に起因する赤字等につきましては、今後も続くことから、県全体で粘り強く国への財政支援要請を続けるよう県へ働きかけていきます。また、平成30年度からは沖縄県も国保財政運営の責任主体となったことから、県に対しても引き続き財政支援を求めていきたいと考えます。

次に調書2ページをお願いします。収入未済額調についてでございます。国民健康保険税における収入未済額は604件、6,677万8,176円となっており、前年度より件数で114件の減、額では1,632万2,292円の減となっております。徴収率は90.5%、対前年度比で1.5ポイントの増で、内訳は現年度分が96.8%、対前年度比0.9ポイントの増、滞納繰越分が35.4%で、対前年度比4.4ポイントの増となりました。収入未済となる滞納の主な理由は生活困窮によるものでございます。諸収入における収入未済額は、一般被保険者第三者納付金、件数は前年度と同数の3件ですが、金額が前年度比103万円増の225万9,876円、一般被保険者返納金が前年比17件減の67件、金額では168万9,825円増の282万4,695円となっております。

次のページをお願いします。不納欠損処分調についてであります。地方税法第15条の7第4項や同法第18条による216件、883万6,194円の不納欠損処分を行っています。その理由は、生活困窮が130件、生活保護受給が64件、所在不明22件であります。これらにつきましては徴収努力を続けてまいりましたが納付がなく、調査の結果、財産及び支払い能力がない等の判断がなされ、不納欠損処分といたしました。

次に11ページから12ページの歳入の各目ごとの節において、予算現額と調定額の差額が100万円以上の差額調についてでございます。11件あります。1款. 国民健康保険税の6件については、12月末時点の調定額に対して、前年度収納率による収納見込額で予算計上しているため差額が生じております。4款. 国庫支出金、5款. 県支出金においては、それぞれ変更交付決定通知や交付確定通知が3月の收受で最終補正に間に合わなかったこと、12款. 諸収入については実績の確定が、

それぞれ最終補正に間に合わないために生じた差額であります。

13ページをお願いします。歳出の各目ごとの節において100万円以上の不用額が3件ございます。2款. 保険給付費の不用額については、4月に請求額が決定することから、減額補正を控えたことによるものです。6款. 保健事業費につきましては、年度末まで請求があることから、減額補正を控えたこともあります。昨日の国保特会補正予算でご説明いたしました委託料の支払いの失念による未払金が生じたことが大きな要因となります。誠に申し訳ございませんでした。

次に未執行予算については2件ございます。決算書81ページをお願いします。1款2項2目13節. 使用料及び賃借料の5,000円は、高速自動車道使用のため計上しておりますが、使用がなかったこと、それから3項. 運営協議会費の10節. 需用費6,000円は、国保運営協議会での活用がなかったことによるものです。以上で令和2年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算の概要説明といたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 玉城 勇君 これで認定第2号の説明を終わります。

日程第4. 認定第3号 令和2年度南風原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

○議長 玉城 勇君 日程第4. 認定第3号 令和2年度南風原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 認定第3号 令和2年度南風原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について 令和2年度南風原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を地方自治法第233条第3項の規定により別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付します。

令和2年度南風原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算報告書 地方自治法第233条第5項の規定により、令和2年度における南風原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の概要と主要施策の成果に関する報告書(別紙)を次のとおり報告いたします。次ページ以降の歳入歳出決算の概要、そして決算調書等資料の説明については、担当のほうからさせていただきます。

○議長 玉城 勇君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 認定第3号 令和2年度南風原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の概要に

ついてご説明いたします。3ページをお願いします。後期高齢者医療保険につきましては、法令の定めにより保険料の算定は広域連合が行い、その徴収等は各市町村が行うことから、徴収した保険料を広域連合に納付するため、特別会計において処理することとなっております。後期高齢者医療保険の加入状況は、被保険者数3,236人で、前年度比2人(0.1%)増となっております。令和2年度南風原町後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算の状況は、歳入総額が3億2,849万9,000円で、前年度比1,233万3,000円(3.9%)の増、歳出総額が3億2,655万2,000円で、前年度比1,307万1,000円(4.2%)の増となり、歳入歳出差引額は194万7,000円の黒字となっております。

歳入の主な内容は、保険料が2億5,608万7,000円で、前年度比1,556万円(6.5%)の増、繰入金6,808万3,000円で前年度比482万1,000円(6.6%)の減となっております。

歳出の主な内容は、総務費が600万2,000円で、前年度比394万4,000円(39.7%)の減、後期高齢者医療広域連合納付金が3億1,898万8,000円で、前年度比1,570万5,000円(5.2%)の増となっております。以上が令和2年度南風原町後期高齢者医療特別会計の決算概要となります。

次の4ページ、決算状況の前年度との対比を掲載しておりますのでお目通しをお願いいたします。

続きまして決算調書等の説明を行います。後期高齢者医療特別会計決算調書の1ページをお願いいたします。収入未済額について、現年分普通徴収保険料で22件、47万2,084円、滞納繰越分で12件、75万1,068円、合計34件、122万3,152円でございます。前年度と比較しますと、件数で5件の減、金額で55万452円の減となっております。滞納の主な理由は、生活困窮によるものでございます。

次のページをお願いします。生活困窮等により2件、3万4,603円の不納欠損処分を行いました。

次に5ページをお願いします。歳入の各目ごとの節において、予算現額と調定額の増減額が100万円以上あるものが1件で、1款1項2目1節. 現年分普通徴収保険料132万900円でございます。1月末調定額に収納率98.82%を見込み計上いたしましたが、実績が上回ったことによる差額となっております。歳出の各目ごとの節において100万円以上の不用額はありませんでした。

次に、未執行予算については1件でございます。決算書105ページをお願いします。4款1項1目22節. 償還金、利子及び割引料10万5,000円は、一時借入れの必要がなかったためであります。以上で令和2年度南風

原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の概要説明といたします。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長 玉城 勇君 これで認定第3号の説明を終わります。

日程第5. 認定第4号 令和2年度南風原町土地 画整理事業特別会計歳入歳出決算認定 について

○議長 玉城 勇君 日程第5. 認定第4号 令和2年度南風原町土地画整理事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 認定第4号 令和2年度南風原町土地画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について 令和2年度南風原町土地画整理事業特別会計歳入歳出決算を地方自治法第233条第3項の規定により、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付します。

令和2年度南風原町土地画整理事業特別会計歳入歳出決算報告書 地方自治法第233条第5項の規定により、令和2年度における南風原町土地画整理事業特別会計歳入歳出決算の概要と主要施策の成果に関する報告書(別紙)を次のとおり報告いたします。次ページ以降の歳入歳出の概要、そして決算調書資料等の説明については、担当のほうからさせていただきます。

○議長 玉城 勇君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城克彦君 それでは3ページをお願いいたします。令和2年度南風原町土地画整理事業特別会計の歳入歳出決算の状況は、歳入総額が5億7,795万8,395円で、前年度より909万7,139円(1.5%)の減、歳出総額が5億4,018万2,413円で、前年度より1,071万4,684円(1.9%)の減となり、歳入歳出差引額は3,777万5,982円の黒字となっております。

歳入の主な内容は、前年度と比較して保留地処分金が8,600万円の皆増、県支出金が9,441万9,000円で、9,129万9,000円(49.2%)の減、繰入金金が3億4,281万5,000円で、1,475万7,096円(4.1%)の減、繰越金が3,615万8,437円で、1,768万4,392円(95.7%)の増、使用料及び手数料が9万4,500円で、1万9,800円(17.3%)の減、財産収入が3万721円で、22万911円(87.8%)の減、諸収入が644万737円で、91万5,276円(16.6%)の増、町債が1,200万円で、740万円(38.1%)の減となっております。

歳出の主な内容は、前年度と比較して総務費が1,199

万6,501円で、前年度より337万2,581円(21.9%)の減、土地画整理事業費が2億2,304万4,598円で、1億1,696万9,106円(34.4%)の減、基金積立金が1億673万721円で、1億647万9,089円(4万2,315.4%)の増、公債費が1億9,841万593円で、314万7,914円(1.6%)の増となっております。

歳入減の主な理由は、保留地処分金、繰越金が増えた一方、補助事業費に伴う県支出金、町債、繰入金等の減によるものです。歳出減の主な理由は、基金積立、公債費の増はあるものの、総務費、土地画整理事業費の減によるものです。以上で令和2年度南風原町土地画整理事業特別会計歳入歳出決算の概要報告といたします。

続きまして4ページをお願いします。4ページの別表13で歳入歳出決算状況の前年度との比較を添付しておりますので、お目通しをお願いいたします。

続きまして決算書及び決算調書について説明いたします。決算書92ページをお願いします。歳入について。収入未済額はございません。予算現額と調定額の増減100万円以上についてもございません。

続きまして95ページをお願いいたします。歳出について。未執行予算はございません。歳出で100万円以上の不用額についてもございません。以上が令和2年度南風原町土地画整理事業特別会計歳入歳出決算書の概要説明です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長 玉城 勇君 これで認定第4号の説明を終わります。

日程第6. 議案第38号 令和2年度南風原町下水道 事業会計剰余金の処分及び決算の認定に ついて

○議長 玉城 勇君 日程第6. 議案第38号 令和2年度南風原町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第38号 令和2年度南風原町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について 地方公営企業法第32条第2項の規定により、令和2年度南風原町下水道事業剰余金処分計算書のとおり、利益の処分について議会の議決を求めるとともに、同法第30条第4項の規定により、令和2年度南風原町下水道事業会計決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付します。

別紙で配られています下水道事業会計決算書の7

ページをお開きください。令和2年度南風原町下水道事業剰余金処分計算書(案)。まず、当該年度末残高、資本金が7億8,138万5,698円、資本剰余金3,648万3,420円、未処分利益剰余金として3,864万1,149円。議会の議決による処分額として、未処分利益剰余金をマイナス3,864万1,149円とし、その内訳として他会計への繰出金が未処分利益剰余金マイナス892万6,684円、減債積立金の積立としてマイナス2,971万4,465円。処分後の残高として、資本金が7億8,138万5,698円、資本剰余金が3,648万3,420円、未処分利益剰余金としてはゼロということであり。引き続きの令和2年度下水道事業会計決算報告書と監査委員からの決算審査意見書の説明については、担当のほうから説明をさせていただきますと思います。

○議長 玉城 勇君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城克彦君 休憩をお願いします。

○議長 玉城 勇君 休憩します。

休憩(午後0時33分)

再開(午後0時33分)

○議長 玉城 勇君 再開します。経済建設部長。

○経済建設部長 金城克彦君 令和2年度南風原町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について説明いたします。

初めに、決算の認定について説明いたします。別紙の下水道事業会計決算書1ページから4ページをお願いします。このページの決算報告書が一般会計の歳入歳出決算書に当たります。続きまして5ページの損益計算書と24、25ページの収益費用明細書が一般会計の事項別明細書に当たりますので、そちらで説明いたします。

24ページをお開きください。歳入に当たります下水道事業収益の営業収益が2億2,110万5,576円、営業外収益3億7,700万8,948円、特別利益550万7,609円、歳入合計6億362万2,133円となります。続いて25ページをお願いします。歳出に当たります下水道事業費用の営業費用5億16万9,966円、営業外費用4,455万9,815円、特別損失2,025万1,203円、歳出合計5億6,498万984円となりまして、差引後3,894万1,149円が5ページの損益計算書の下から2行目、当年度純利益となります。休憩をお願いします。

○議長 玉城 勇君 休憩します。

休憩(午後0時36分)

再開(午後0時37分)

○議長 玉城 勇君 再開します。経済建設部長。

○経済建設部長 金城克彦君 8ページに貸借対照表を表示してありますので、お目通しをお願いいたしま

す。再度、25ページをお開きください。明細書中ほどの総係費、燃料費の未執行予算については、小学校の下水道体験学習が、コロナ感染防止のため開催できなかったことによるものです。

続きまして一般会計の決算調書に当たります決算附属書類について説明いたします。16ページと17ページをお開きください。(1)建設工事の概況は、一般会計の第18号様式の工事請負契約調書に当たります。お目通しをお願いいたします。18ページをお願いします。中ほどのイ 営業収益収納状況が一般会計の第6号様式の収入未済額調書に当たります。下水道使用料の収入率83.27%、未収額3,637万3,061円となっておりますが、それは下水道事業特別会計から下水道事業会計へ移行したことにより、出納整理期間の2か月間がなくなり、令和3年度の2月分と3月分が徴収できなかったことが主な理由です。令和3年度5月31日現在の収納率は99.7%となっております。その下のウ 過年度未収金収納状況が一般会計の第7号様式の不納欠損処分調書に当たります。不納欠損額が7,974円で、件数が9件となっております。20ページ以降に、100万円以上の重要契約や企業債等を記載しておりますのでお目通しをお願いいたします。

続きまして剰余金の処分の議案について説明いたします。先ほど説明しました5ページの下から2行目、純利益の処分についてです。7ページをお願いします。令和2年度 南風原町下水道事業剰余金処分計算書(案)となっております。これは、議会の議決をいただきまして、未処分利益剰余金の処分をしていくものです。内容といたしましては、先ほど説明がありましたとおり、他会計への繰出金892万6,684円、減債積立金の積立にて2,971万4,465円となるものです。この他会計への繰出金とは、一般会計の場合の実質収支分に当たります分を、一般会計へ繰出金とするものです。以上が令和2年度南風原町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についての決算概要といたします。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長 玉城 勇君 これで議案第38号の説明を終わります。

次に、代表監査委員からの意見書の説明は、先ほど終了しておりますので、ここでは省略いたします。

日程第7. 報告第6号 令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び公営企業における資金不足比率について

○議長 玉城 勇君 日程第7. 報告第6号 令和2

年度決算に基づく健全化判断比率及び公営企業における資金不足比率についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 報告第6号 令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び公営企業における資金不足比率について 地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び同法第22条第1項の規定により、令和2年度決算に基づく公営企業における資金不足比率を別紙監査委員の意見を付けて議会に報告いたします。内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 玉城 勇君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 それでは報告第6号資料をお願いいたします。報告第6号 令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び公営企業における資金不足比率について説明いたします。

報告第6号の2ページをお開きください。1の令和2年度決算に基づく健全化判断比率について報告します。①実質赤字比率は、一般会計等の実質収支額の標準財政規模に対する比率を言います。一般会計等の実質収支は黒字であるため、実質赤字比率はなしとなります。②連結実質赤字比率は、一般会計と全ての特別会計の実質収支額の合計額の標準財政規模に対する比率を言います。全会計合算した連結実質収支は黒字であるため、連結実質赤字比率はなしとなります。③実質公債費比率は、公債費の標準財政規模に対する比率を言います。単年度数値の3年平均で10.2%となり、基準数値以内となります。④将来負担比率は、将来負担すべき町債残高や一般会計繰出金の充当が見込まれる下水道事業会計の起債残高などの合計額の標準財政規模に対する比率を言います。令和2年度は71.7%となっており、基準数値以内となります。

続きまして2の令和2年度決算に基づく公営企業における資金不足比率について報告します。令和2年度の下水道事業会計の公共下水道事業及び農業集落排水事業ともに、資金不足額はなく、資金不足比率はなしとなります。以上、令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び公営企業における資金不足比率について、報告いたします。

○議長 玉城 勇君 ただいまの報告について質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「休憩願います」の声あり]

○議長 玉城 勇君 休憩します。

休憩（午後0時46分）

再開（午後0時53分）

○議長 玉城 勇君 再開します。

質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 玉城 勇君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。報告第6号 令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び公営企業における資金不足比率については、これをもって終わります。

日程第8. 報告第7号 令和2年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告について

○議長 玉城 勇君 日程第8. 報告第7号 令和2年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告についてを議題とします。まず、提出者から説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 報告第7号 令和2年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告について 地方自治法第243条の3第2項の規定により、令和2年度沖縄県町村土地開発公社事業及び決算について別紙のとおり報告いたします。

裏のほうにその内容等についてまとめてありますので、ご覧いただきたいと思います。6行目以降、中段から読み上げます。南風原支社につきましては、令和2年度の事業の実施がなかったことから事業実績の記載はありません。以上、沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告といたします。

○議長 玉城 勇君 これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 玉城 勇君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。報告第7号 令和2年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告については、これをもって終わります。

○議長 玉城 勇君 以上で本日の日程は、全部終了しました。本日は、これにて散会します。ご苦労さまでした。

散会（午後0時56分）